（水産業協同組合法の一部改正）

第四条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第八十七条の二第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

第百七条第一項中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

第百十七条第二項中「⑵又は⑻に」を「⑶又は⑼に」に、「同号ニ⑻」を「同号ニ⑼」に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「⑺まで」を「⑻まで」に、「⑵の」を「⑶の」に、「⑻まで」を「⑼まで」に、「前号ニ⑵又は⑻」を「前号ニ⑶又は⑼」に改める。

第五条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第二号中「第二十八条第八項（定義）」を「第二十八条第八項（通則）」に改め、同項第三号中「（定義）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

第四条の四第一項第四号の二中「（定義）」を削り、同項第七号の三中「第二号」の下に「（協同組合連合会）」を加え、同条第二項第二号中「（定義）」を削り、同条第三項中「又は第六十六条第一項」を「（信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受け）又は第六十六条第一項（合併の認可）」に改める。

第六条の四中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

第六条の五の十第二項中「を除く」を「（会員名簿の縦覧等）を除く」に、「中「前条」を「（登録の申請）中「前条」に改め、「第五十二条の六十一の四第一項」の下に「（登録の実施）」を、「第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ」の下に「（登録の拒否）」を加え、「⑶又は⑻に」を「⑷又は⑼に」に、「同号ニ⑻」を「同号ニ⑼」に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「⑺まで」を「⑻まで」に、「⑷の」を「⑸の」に、「⑻まで」を「⑼まで」に、「前号ニ⑷又は⑼」を「前号ニ⑸又は⑼」に改め、「第五十二条の六十一の八第一項」の下に「（利用者に対する説明等）」を、「第五十二条の六十一の十八」の下に「（登録の抹消）」を、「第五十二条の六十一の二十六」の下に「（定款の必要的記載事項）」を加える。

（信用金庫法の一部改正）

第六条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の二十三第一項第二号中「第二十八条第八項（定義）」を「第二十八条第八項（通則）」に改め、同項第三号中「（定義）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

第五十四条の二十三第一項第四号の二、第八号及び第九号中「（定義）」を削る。

第八十五条の三中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

第八十九条第一項中「第二十九条」の下に「（資産の国内保有）」を加え、同条第五項中「（内閣総理大臣の告示）」を削り、同条第六項中「第五十二条の三十七第一項」の下に「（許可の申請）」を加え、同条第七項中「（内閣総理大臣の告示）」を削り、同条第八項中「を除く」を「（会員名簿の縦覧等）を除く」に、「中「前条」を「（登録の申請）中「前条」に改め、「第五十二条の六十一の四第一項第一号ハ」の下に「（登録の拒否）」を加え、「⑷又は⑻に」を「⑸又は⑼に」に、「同号ニ⑻」を「同号ニ⑼」に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「⑺まで」を「⑻まで」に、「⑷の」を「⑸の」に、「⑻まで」を「⑼まで」に、「前号ニ⑸又は⑼」に改め、「第五十二条の六十一の八第一項」の下に「（利用者に対する説明等）」を、「及び第二項」の下に「（登録の取消し等）」を、「第五十二条の六十一の二十五第二項」の下に「（秘密保持義務等）」を、「第五十二条の六十一の二十六」の下に「（定款の必要的記載事項）」を加え、同条第九項中「（内閣総理大臣の告示）」を削り、同条第十項中「第五十二条の六十三第一項」の下に「（指定の申請）」を加え、「中「この」に改め、「第五十二条の六十六」の下に「（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）」を、「第五十二条の七十四第二項」の下に「（時効の完成猶予）」を、「第五十二条の七十九第一号」の下に「（手続実施基本契約の締結等の届出）」を、「第五十二条の八十二第二項第一号」の下に「（業務改善命令）」を、「第五十二条の八十三第三項」の下に「（紛争解決等業務の休廃止）」を加え、「中「、」を「（指定の取消し等）中「、」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第七条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第三号中「第二十八条第八項（定義）」を「第二十八条第八項（通則）」に改め、同項第四号中「（定義）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四の二　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行う業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為